

はじめに

1. 都市計画マスタープランと磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）

都市計画法第2条では、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」としています。つまり、都市計画の目的は、まちで暮らす人々が安全で快適な生活を送り、適切な経済活動を営めるようまちの持続的な発展を図り、よりよいまちを創造することにあります。

横浜市都市計画マスタープランは、この目的に則し、都市計画に関する長期的な基本的方針を定めたもので、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられており、次の3つの役割があります。

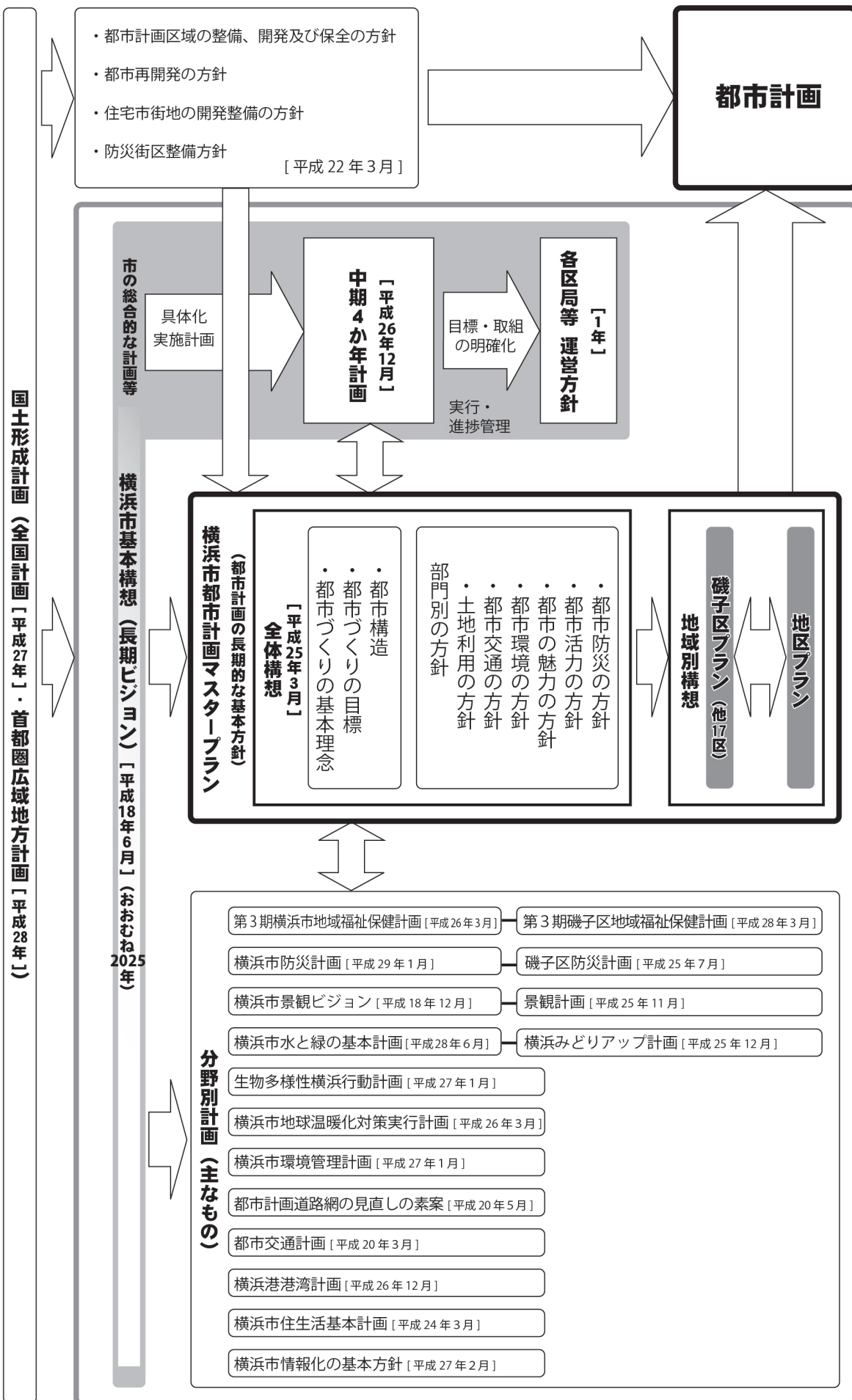
- ① **都市づくりの基本理念や都市づくりの目標を定めることにより、
都市計画を定める際の指針とします。**
- ② **土地利用や都市施設整備など都市計画に関する方針や情報等をまとめ、
市民にお知らせします。**
- ③ **都市づくりの目標等を市民と共有することにより、
まちづくりに多様な主体が参画する機会を促します。**

全市プランが平成12(2000)年に全体構想として初めて策定されたのを受け、磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）を平成15(2003)年に地域別構想として策定しました。全市プランが、俯瞰的な視点で全市的に関わる方針を整理しているのに対して、区プランでは区の特徴を踏まえたまちの整備と維持に関わる基本的、具体的な方針を定めています。

〔参考〕都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



2. 磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）改定の背景

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）は平成 12（2000）年 1 月に初めて策定され、その後 10 年余りが経過しました。この間に、横浜市基本構想（長期ビジョン）が策定され、それに伴い各分野別計画等の改定も進んでいます。

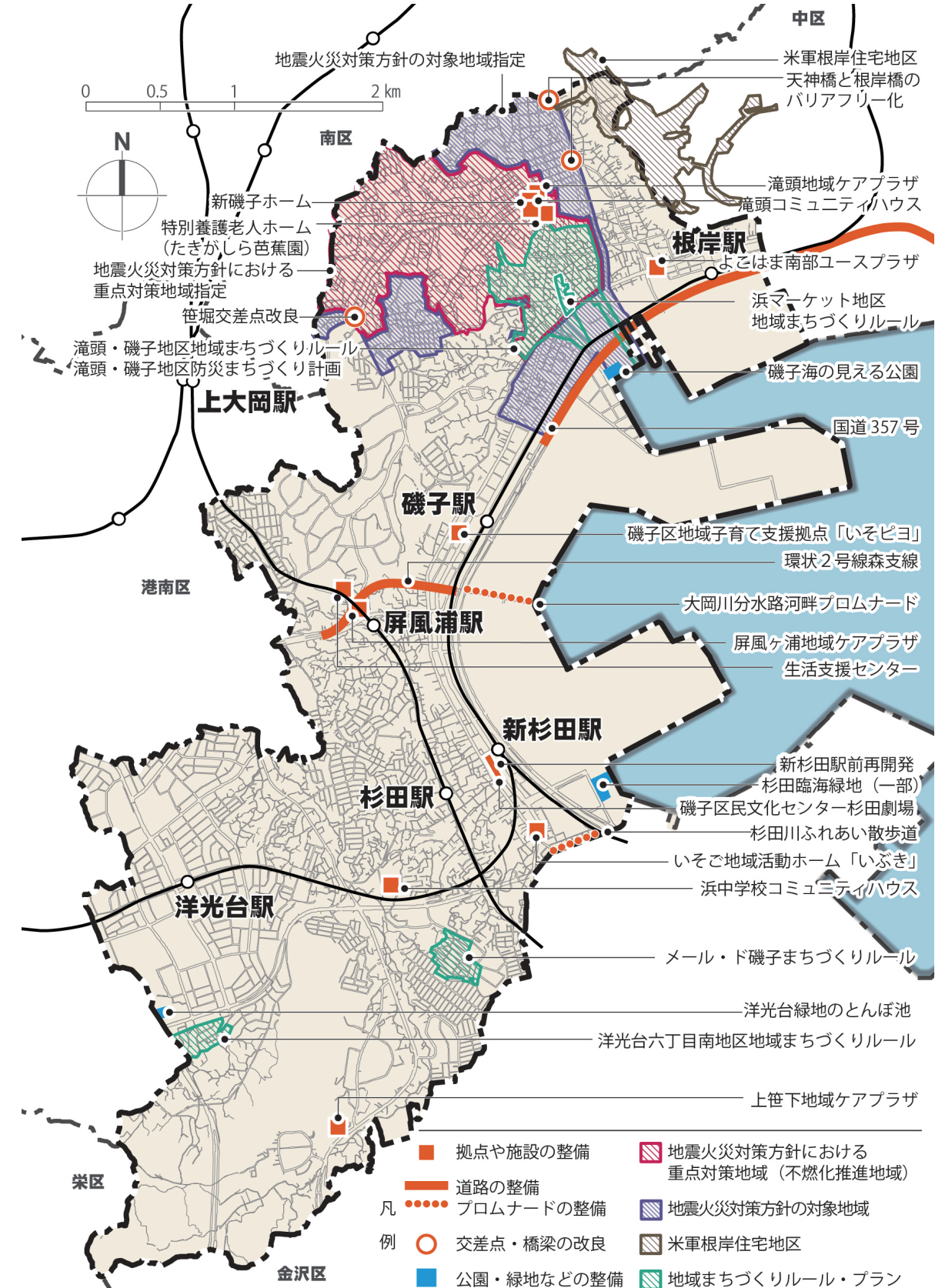
また、総務省が発表した平成 27（2015）年 10 月実施の国勢調査によると、日本の人口は前回調査平成 22（2010）年から約 94.7 万人減少（0.7% 減少）し、横浜市においても、今後人口減少社会の到来が予測されています。そこで、社会経済状況の変化に合わせ、平成 25（2013）年 3 月に全市プランの改定を行いました。

磯子区においても今後の 20 年間で人口は約 2.8 万人減少するものと見込まれており、高齢化率も 26%から 36%に上昇することが予想されています。平成 15（2003）年の区プラン策定後、幹線道路網の整備や地域ケアプラザをはじめとする公共施設の整備は一定の成果を上げていますが、今後、超高齢社会の中で消費生活の利便性や移動手段としての交通網の確保、増加する空家・空き地対策、また、臨海部や丘陵部が抱える災害対策など、これまでの課題の変容とともに、新たな課題が生じています。

これまでの社会経済状況の変化だけでなく今後予想される状況変化にも対応できるよう、また改定された全市プラン（全体構想）との整合性も配慮して、磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）の改定を行うことにしました。磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）の目標年次は、おおむね 20 年後の平成 50（2038）年としています。

3. 平成 15 年～平成 28 年のまちづくりの成果

平成 15 年の磯子区まちづくり方針策定以降、主なまちづくりの成果として、以下のものがあります。地域ケアプラザ、コミュニティハウスをはじめ、環状 2 号線、笹堀交差点改良などの都市基盤施設整備が進みました。



4. 磯子区まちづくり方針（磯子区プラン）の構成

磯子区まちづくり方針は、社会環境、都市環境の現況分析を踏まえ、以下の内容で構成しています。

